第七項	
前項又は第六十八条の九十二第六項	第十三項において準用する前項又は第六十八条の九十二第十三項において準用する同条第六項
第四項の	第十一項の
分割等前十年内事業年度の課税済金額	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額
前項の	第十三項において準用する前項の
前十年以内の各事業年度の課税済金額	前二年以内の各事業年度等の間接配当等又は前二年以内の各事業年度の間接課税済金額
同条第六項	同条第十三項において準用する同条第六項
前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度	前二年以内の各連結事業年度等（同条第十一項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等
個別課税済金額	個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度（同条第十一項第二号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。）の個別間接課税済金額

第六十六条の八第五項中「適格事後設立（以下この項」を「適格現物分配（以下この項」に、「「適格合併等」を「「適格組織再編成」」に、「事後設立法人から」を「現物分配法人から」に、「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に、「適格合併等の日」を「適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に、「第三項」を「第四項」に、「掲げる適格合併等」を「掲げる適格組織再編成」に改め、同項第一号中「適格合併　当該適格合併」を「適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。）当該適格合併等」に改め、「被合併法人」の下に「又は現物分配法人」を加え、「合併前十年内事業年度（適格合併の日」を「合併等前十年内事業年度（適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号及び次項」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人（次項において「分割法人等」という。）」に、「特定外国子会社等」を「外国法人」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該内国法人に係る特定外国子会社等」を「第一項から第三項までに規定する外国法人」に、「第六十八条の九十二第三項第二号」を「第六十八条の九十二第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「で内国法人」を「又は部分課税対象金額で、内国法人」に改め、「第六十六条の六第一項」の下に「又は第四項」を加え、「及び第五項」を「、第六項及び第十一項」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「で内国法人」を「又は部分課税対象金額で、内国法人」に改め、「第六十六条の六第一項」の下に「又は第四項」を加え、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の九の二の前の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「及び次項」を「、次項及び第四項」に、「第七項」を「第八項」に、「もの（以下この款」を「もの（以下この条及び次条」に改め、「分配をいう」及び「権利をいう」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条第二項第一号中「発行済株式等」の下に「の総数又は総額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「同項に規定する特定外国法人が」を「特定外国法人（特定事業（第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするものを除く。）が」に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つている」に改め、同項第二号中「第六十六条の六第四項第二号」を「第六十六条の六第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国法人が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうち当該特殊関係株主等である内国法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十六条の九の四において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二　債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四　特定法人の株式等の譲渡（第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五　債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額